



事務所ニュース [No.255]

令和3年2月



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

雇用調整助成金 対象期間を延長！！

首相発表

対象期間 2021.3.末

申請期限 2021.5.31 (月)

※その他の要件は変わりません

休業支援金

次の要件に該当する従業員の方

- ① 事業主の指示により、休業した中小事業主の従業員
 - ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない場合
休業前賃金の80%（日額上限11,000円）が支給されます。
- ※申請手続きは各個人（又は事業主が代行）となります。

公的年金が減額

—2021.4より—

賃金変動率が0.1%マイナスとなったため厚生年金、国民年金の年金額が0.1%減額となります。国民年金では月額約66円の減額です。

行政官署への届出印がほとんど不要になりました

例えば、社会保険の届出印、年金請求、労働保険の年更届等、なお、労働基準監督署の届出印も2021年4月からほとんど不要となります。

ただ、一部押印が必要な届出書類もありますので、提出の際にはご確認ください。

当事務所では、新型コロナ感染予防のため、皆様にご迷惑をおかけしないよう、各事業所様へのご訪問を控えさせていただいております。

労務管理に関するご質問が長時間となるような場合は、リモートワークによる対応も致しておりますので、ご遠慮なくお申し付けください。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net